

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月1日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第42号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～10 略					別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～10 略				
11 子ども女性相談センター					11 子ども女性相談センター				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に関 する最低基 準	(1) 養育里親及び養子縁組里親の 研修及び更新研修の修了を認定す ること。（法6条の4第1号・2 号、省①36条の46第2項・4項）	略			1 児童福祉法関 係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に関 する最低基 準	(1) 養育里親及び養子縁組里親の 研修及び更新研修を行うこと。（ 法6条の4第1号・2号、省①36 条の46第2項）	略		
	(2)～(34) 略					(2)～(34) 略			
2 略					2 略				
12 西部子ども相談センター					12 西部子ども相談センター				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に関 する最低基 準	(1) 養育里親及び養子縁組里親の 研修及び更新研修の修了を認定す ること。（法6条の4第1号・2 号、省①36条の46第2項・4項）	略			1 児童福祉法関 係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に関 する最低基 準	(1) 養育里親及び養子縁組里親の 研修及び更新研修を行うこと。（ 法6条の4第1号・2号、省①36 条の46第2項）	略		
	(2)～(34) 略					(2)～(34) 略			

2 略

2 略

13～33 略

13～33 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。